

## 学童保育に関する意見(小学生の放課後の居場所づくり) —「小1の壁」の打破—

平成 30 年 11 月 9 日  
保育・雇用ワーキング・グループ  
座長 安念 潤司

現在保育園等に通っている未就学児の多くは、数年後には放課後児童クラブの入所希望者になると見込まれる。政府は待機児童解消を最重要政策の一つに位置づけ、未就学児の受け皿整備を先行して進めているが、小学生の放課後対策は長く法整備がされてこなかった背景もあり、未だ不十分と言わざるを得ない。その結果、共働き世帯の増加に比例して放課後児童クラブの待機児童も増え続け、小学校入学に当たって放課後に子どもを預けられない「小1の壁」の問題が起きている。

この事態を受けて、政府は「放課後子ども総合プラン(平成 26 年)」(以下「現行プラン」という。)を策定した。現行プランでは、放課後児童クラブについて、平成 31 年度末までに約 30 万人分を新たに整備する目標が掲げられた。近年の女性就業率の上昇等を踏まえ、「新・放課後子ども総合プラン(平成 30 年)」(以下「新プラン」という。)において、平成 31 年度から平成 35 年度までの 5 年間で、更に約 30 万人分を整備し、当初目標の 122 万人分の整備から 152 万人分の整備を目指すこととされた。

また現行プランでは平成 31 年度末までに、共働き家庭など留守家庭の小学校就学児童を対象とした放課後児童クラブと、すべての子どもを対象とした放課後子供教室の両事業を、同一の小学校内等で実施する「一体型」について、1 万か所以上で実施する目標を掲げた。しかし、平成 29 年度時点で「一体型」は 4500 か所の整備に留まっており、新プランにおいても、引き続き同じ整備目標が掲げられている。

上記の整備目標の達成には、小学生の放課後や長期休みの居場所とするのに相応しい施設を確保することと、専門的知識と経験を持つ担い手を確保することが必要である。これは、都市部のみならず地方においても共通の課題である。

また、「一体型」の場合、放課後児童クラブと放課後子供教室の所管省庁が異なるため、運営や事務手続きが複雑化しており、運営者の負担になっているとの声がある。従って、152 万人分の放課後児童クラブの整備と、「一体型」1 万か所以上の整備目標を達成するためには、運営者の負担を軽減する方策も必要である。そのため政府は、以下の事項について更なる検討を行うべきである。

### 1. 子どもに相応しい場所の確保

待機児童を解消するために最も重要なことは、放課後や長期休みの居場所の確保であ

る。放課後児童クラブは、児童にとって移動が容易な小学校内への設置が望ましいが、全ての小学校に存在しているわけではない。余裕教室等を徹底活用するために、以下の支援策を行うべきである。

- ① 居住地域による極端な格差が解消されるよう、小学校区ごとに、待機児童数、余裕教室の所在、放課後児童クラブの実施の現況等を「見える化」すべきである。
- ② 学校施設の活用が進まない要因として、学校施設における「児童の放課後の居場所」の位置づけが不明確なことや、事故が起きた際の責任の所在が不明確なことが挙げられる。児童の放課後の居場所確保の重要性や、小学校施設の管理運営上の責任の所在について、明確化すべきである。
- ③ 国庫補助を受けて建築した学校施設を他用途に転用するには、原則として、補助金相当額の国庫納付が必要だが、一定の要件の下、放課後児童クラブ等に転用する場合には、手続の簡素化等の緩和措置がとられている。しかし、こうした措置の認知は低い。地方自治体において周知を徹底し、学校施設の転用を促すべきである。
- ④ 国は、市区町村に対し、一定の要件の下、放課後児童クラブの利用定員の総数（「量の見込み」）を推計するよう求めているが、推計において、短時間労働者（パートタイマー）の世帯の子どもが含まれていない。より正確な需要を見積もれるよう、多様な働き方を踏まえた算出方法に見直すべきである。
- ⑤ 積極的に取り組んでいる地方自治体の事例は、他の自治体の参考となる要素も多い。小学校内への放課後児童クラブ設置が進むよう、好事例の横展開に取り組むべきである。

## 2. 多様な人材(担い手)の確保

放課後児童クラブの担い手として、放課後児童支援員（以下「支援員」という。）が重要な役割を果たしている。しかし、多くの自治体が支援員の確保に苦労している。早急に以下の策を行うべきである。

- ① 支援員になるに当たっては、都道府県知事が行う放課後児童支援員認定資格研修を平成31年度末までに修了することが義務付けられている。当該研修は、受講者の評価が非常に高いにも関わらず、希望する全ての関係者が受講できない自治体も存在する。したがって、放課後児童健全育成事業の関係者の受講がかなうよう、受講人数枠や研修回数の拡大を図るべきである。
- ② 支援員の研修に当たっては、離島やへき地を含めてより多くの希望者が受講できるよう、オンラインで研修を提供することを検討するべきである。
- ③ 子どもが多様な年齢層と触れあえるよう、高齢者の関わる組織と放課後児童クラブとの連携をより積極的に図るべきである。
- ④ 支援員は、期間の定めのある雇用形態や、仕事の重要性に相応しい待遇でないケー

スも少なくない。専門職としての社会的地位の向上と長期的に安定したフルタイム雇用が確保される環境を整備するべきである。

⑤研修を受講するには、保育士や社会福祉士等の有資格者や、一定期間以上児童福祉事業に従事した者等、「放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準」(平成26年厚生労働省令第63号)に規定される受講要件を満たす必要があり、大学・専門学校在学中に資格を取得することは困難である。したがって、放課後児童支援員を志す者が卒業時に有資格者として就職できるような仕組みづくりを行うべきである。

### 3. その他の課題

- ①「一体型」の1万か所整備という政府目標を達成するための工程について、厚生労働省と文部科学省で協議し、平成30年度末までに工程表を示すべきである。
- ②「一体型」の実施に当たっては、両事業の所管省庁が異なるため、運営事業者が提出する書類の提出窓口が複数にわたる等、事務手続きが複雑化している。事業者・市区町村間および国・市区町村間の申請書類について、窓口及び書式の統一化を行うべきである。
- ③子どもの健全な育成を図るために、放課後児童クラブの質の確保は欠かせない。国は、放課後児童健全育成事業者に対し、その運営内容について自ら評価を行うことを努力義務として位置づけてはいるが、自己評価などの実施・公表にはバラつきがある。評価すべきポイントなどを具体的に示し、自己評価を行いやすくなるような方策を検討すべきである。  
合わせて、質の評価に関しては、以下の取組も行うべきである。
  - 国は、地方自治体に対し、保育所同様に指導監査指針を発出する。
  - 国は、福祉サービス第三者評価制度に準じ、放課後児童クラブの評価基準を策定する。
  - 国は、自己評価に際して子どもや親の意見を聞くよう、運営事業者に求める。
  - 国は、苦情受付の制度を整備するよう、運営事業者に求める。
- ④放課後児童クラブについて、株式会社など様々な主体の参入に制約を設けている自治体も存在する。迅速な整備のためにも、多様な運営主体の参入を促すべきである。
- ⑤子どもによっては、放課後の居場所として学校以外の施設が望ましい場合もある。子ども自身の居場所の選択肢を増やすべく、規模は小さくとも学校以外の居場所も設置すべきである。
- ⑥放課後児童クラブが、放課後の居場所を必要とする全ての子どもにとって利用可能な施設であるために、居住地域や家庭の所得水準などによって、過度な利用環境の格差が解消されるような支援策を講ずるべきである。

以上